

庄原市行政評価シート

平成 24 年度評価

最終承認	全庁会議	外部評価	市民意見聴取	企画課確認	担当課評価	
市長承認済	承認済	審議済	募集済	確認済	評価済	

平成24年度試行回数 実施期間 平成 19 年度 ~ 平成 年度 (終期の設定のない場合は、終期を空白)

事務事業名	条件付一般競争入札執行事業	担当課	管財課
		記入担当者	加藤 文彦

長期 総合 計画	大コード	01	協働の力で笑顔が輝くまちづくり(自治・協働)			
	中コード	04	効果的・効率的な行政運営			
	小コード	02	自治体経営の推進			
予算 事業	会計	01	一般会計	目	06	財産管理費
	款	02	総務費	事業	0401	財産管理事業
	項	01	総務管理費			

事業の対象者	建設業者
根拠法令	庄原市契約規則(平成17年庄原市規則第47号) 庄原市条件付一般競争入札実施要綱(平成19年庄原市告示第144号)

実施目的	条件付一般競争入札とは、建設工事の入札について、市内業者の優先受注と適正な工事施工を目的として、入札に参加する業者に一定の制限を行う発注方法です。
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/government/keiyaku/post-79.html
実施手段	
事業の 制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象工事: 予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が130万円以上の全ての工事とする。 ●条件付一般競争入札参加資格【主要要件のみ掲載】(下記の全ての条件を満たす者) <ul style="list-style-type: none"> ・広島県下自治体が共同利用する電子入札システムが利用できる者 ・当該発注工事に対応する工種について、市の規程に基づく入札参加有資格者の認定を受けており、かつ認定時における経営事項審査の総合評点が入札公告において指定した数値の条件を満たす者、または等級格付けが指定した条件を満たす者 ・対象工事の業種に係る年間平均完成工事高が、当該発注工事における予定価格以上の者 ・対象工事に係る業種について、建設業法第3条第1項の営業所を庄原市内に有する者。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、本店または支店等を広島県内に有する者とし、入札公告文にその旨を記載します。 ●建設工事以外で条件付一般競争入札を実施する場合は、この要綱を準用するものとする。

(年次計画)

	計 画	実 績
全体 計画		
平成 22 年度		
平成 23 年度		
平成 24 年度		
平成 25 年度		
平成 26 年度		

現状と課題	平成19年度より導入している条件付一般競争入札による建設工事の発注について、1者により成立となるケースが見受けられる。競争性・公平性・透明性が求められる公共工事の発注において、1者入札の落札のあり方を検証すべきと考える。
前回の評価を受けて改善を行った事項	

事務事業名	条件付一般競争入札執行事業	担当課	管財課 加藤 文彦
-------	---------------	-----	--------------

(インプット指標) 投入量

(千円)

計 画	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計	備考
事業費内訳							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
事業費計	0	0	0	0	0	0	0	
財源	国県補助金						0	
	地方債						0	
	その他						0	
	一般財源	0	0	0	0	0	0	

実 績	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計	備考
事業費内訳	内部事務経費						0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
事業費計	0	0	0	0	0	0	0	
財源	国県補助金						0	
	地方債						0	
	その他						0	
	一般財源	0	0	0	0	0	0	

(アウトプット指標) 実績

NO.	指標名称	単位	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計
指標 1	入札件数	目標	件						0
		実績		233	238	303			774
指標 2		目標							0
		実績							0
指標 3		目標							0
		実績							0
指標・目標の設定基準									

(アウトカム指標) 成果

NO.	指標名称	単位	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	平均
指標 1	1者応札率	目標	%						0.00
		実績		20.60	27.31	41.25			29.72
指標 2		目標							0
		実績							0
指標 3		目標							0
		実績							0
指標・目標の設定基準									

事務事業名		条件付一般競争入札執行事業			担当課	管財課 加藤 文彦		
分析シート								
分析項目		全庁分析	外部分析	市民意見	担当課分析	上段:市民意見 下段:評価委員の分布		
必要性			B		B	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:1 B:3 C:1 D:0 E:0		
詳細	競争性・透明性・公平性を確保するため必要な事業である。							
S	国・県の法令等(市条例を除く。)により実施する義務がある。(個別規定による努力義務規定を含む。)							
A	市民生活に不可欠な事業である。又は市民の安全安心に関わる事業である。							
B	市民の生活維持に必要又は行政内部処理上、必要な事業である。							
C	市民生活に直接の影響はないが、市の発展に寄与する事業である。又はどちらともいえない。							
D	この事業を終了しても市民生活に、重大な支障は生じない。							
E	この事業を終了しても市民生活に、支障は生じない。又は必要が極めて薄い事業である。							
認知度			C	B	B	内容も詳しく知っている 6	制度があることは知っている 2	制度の存在も知らない 4
詳細	評価委員 A:0 B:1 C:3 D:1 E:0							
A	事業対象者以外の市民にも広く制度内容が認知されている。							
B	Cの要件かつ事業対象者には、正確に認知されている。							
C	事業対象者以外の市民が詳しい内容は認知されていないが、制度があることは認知している。							
D	事業対象者の一部にしか認知されていない。							
E	ほとんど認知されていない。							
有効性			C		C	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:2 C:2 D:1 E:0		
詳細	市内業者の優先受注により、地域経済の活性化に一定の効果が認められる。							
A	最終目標を達成するため、改善の余地がないほど有効性のある事業である。							
B	市民に対し、具体的な説明ができるような成果があがっている。							
C	一定の効果はあり、今後も有効性が保てる事業である。							
D	時勢の変化により、有効性が薄れてきている。又は他の実施手法を含め検討する必要がある。							
E	直ちに改善又は他の実施手法を検討する必要がある。							
受益者満足度			C	A	D	市民意見 A:1 B:0 C:0 D:0 E:0 評価委員 A:0 B:1 C:4 D:0 E:0		
詳細	プラモニ:十分に参加しやすい制度である。							
A	受益者(利用者)は、十分に満足している。							
B	受益者(利用者)は、おおむね満足している。							
C	どちらともいえない。							
D	受益者(利用者)は、どちらかといえば不満がある。							
E	受益者(利用者)に、不満(利用者からの改善要望)がある。							
市民(納税者)納得度			C		D	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:1 B:0 C:2 D:1 E:1		
詳細	※コスト・効率性・受益者負担・サービス過大の観点から、受益者以外の市民が納得しうる事業であるかを分析すること。							
A	受益者以外の納税者も十分納得できる事業である。							
B	住民ニーズに適合し、かつ、コスト・効率性・受益者負担・サービス内容の見直しを検討する余地がない。							
C	どちらともいえない。							
D	コスト・効率性・受益者負担・サービス内容の見直しを検討する余地はあるが、住民ニーズに適合した事業である。							
E	受益者以外の納税者には納得が得られない内容である。							
代替性			B		B	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:5 C:0 D:0 E:0		
詳細								
A	国・県の法令又は市の条例(規則等を除く。)により市が直接実施することが義務付けられている。							
B	収益性や技術面の観点から民間で実施することが難しく、かつ、公共性が著しく高い。							
C	協働(委託を含む。)を模索する余地がない。(既に協働済みを含む。)又は、収益性等から民間で実施することが難しい。							
D	民間での実施も可能であるが、市が関与(監督、指導等)をしなると、問題が発生する可能性がある。							
E	市以外の主体が実施又は市以外の主体と協働することが適当である。							
まちづくり基本条例			C		C	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:1 C:3 D:1 E:0		
詳細	内部事務事業である。							
※まちづくりの基本原則「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」、「人権尊重の原則」、「男女協働参画の原則」								
詳細欄には、基本条例の基本原則に沿っていない項目とその理由(例:男女協働参画の原則 女性の意見が反映されていない)を記入								
A	まちづくりの基本原則 5つすべての原則に沿った事業である。または、基本条例を具現化する事業である。							
B	まちづくり基本条例の趣旨に沿った事業である。							
C	どちらともいえない(内部事務事業など)							
D	まちづくり基本条例の趣旨に沿っていない部分がある。							
E	まちづくりの基本原則に沿っていない事項がある。							
最終分析	必要性	B	市民の生活維持に必要又は行政内部処理上、必要な事業である。					
	認知度	C	事業対象者以外の市民が詳しい内容は認知されていないが、制度があることは認知している。					
	有効性	C	一定の効果はあり、今後も有効性が保てる事業である。					
	受益者満足度	C	どちらともいえない。					
	納税者納得度	C	どちらともいえない。					
	代替性	B	収益性や技術面の観点から民間で実施することが難しく、かつ、公共性が著しく高い。					
	まちづくり基本条例	C	どちらともいえない(内部事務事業など)					

事務事業名	条件付一般競争入札執行事業	担当課	管財課 加藤 文彦
-------	---------------	-----	--------------

評価シート

担当課評価	事業見直し	➡	事業手法
-------	-------	---	------

評価詳細	
------	--

理由	競争性の確保を優先した場合、市外業者の受注となることも見込まれる。したがって、地域経済の状況を考慮し、他の条件の内容を検証し、現行の条件付一般競争入札を継続することが適当と考える。
----	--

市民意見(プラモニ)	※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニ全体の意見としての評価はありません。)
------------	--

意見数集計	この事業については、「条件付一般競争入札に参加しやすい制度にするにはどのようにしたらいいと考えますか？」という設問で問いかけを行いました。
-------	---

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3人でやっている業者は参加しにくいと言っている。事務の簡素化を希望している。小さな業者は参加しにくいとも言っている。大手が牛耳っている。業者間の話し合いで決まっているので小さな業者はなかなか難しいそのため1社入札が多い。 ・ どうして参加しないのかの要因の検証が必要 ・ 1社しか入札しなかった理由などの調査から始める。 ・ 市外業者とのJVはOKにする(もちろん幹事は市内業者)。その際には大手ゼネコンなどと連携の可能性もあるが、名ばかりの幹事業者とならないよう監視体制などを強化する必要がある。 ・ 3000万円以上の工事には三次の業者も参加してはどうか、入札参加を呼び掛けでも辞退する業者は次には入札参加を呼びかけない、行政も業者も税金だということを忘れている。担当課からの情報も業者に流れているのではないか予定価格の99%落札なんて考えられない。【市からの補足:現在、庄原市では競争入札全ての案件について予定価格を事前公表しています。】旧各町の業者の入札結果を見ても大手業者とその下の業者の格差は1年間で見ると倍、半分の格差になっている。いずれにしても他人の金の認識は今も昔も変わらない。本気で考えない行政が悪いのか業者保護が市のためか職員の自覚は求めたい。 ・ 地域経済を守るためには、ある程度仕方がないと思う。 ・ 業者の側も今後につきまして可能な限りこのような状況にならない様に努力します。落札率につきましても満額に近い入札は問題があると思いますし、今後考えるべき問題だと思います。ただし工事によっては赤字が見込まれる工事もありますので全てをという事にはなりません。 ・ 過去の工事評価や機械の保有等を勘案して経営審査の点数や金額に頼らない競争入札制度 ・ 試験的に、条件を解除してやってみてははどうでしょうか。
------	---

外部評価委員会	事業見直し	➡	事業手法
---------	-------	---	------

※外部評価は、各委員の評価をまとめて、最終的に委員会の評価として総括したものであり、最も多い評価とするものではありません。

意見数集計	現行どおり	拡充して実施	事業縮小	事業廃止	事業見直し	協働を模索
	3				2	

総括意見	地域経済を考慮すると、一般競争入札に市内事業者を優先する条件を付することは必要であるが、より事業者が参加しやすく、競争性が確保できる制度とするため、技術者の配置基準の緩和等、制度の見直しを検討すること。なお、見直しにあたっては、十分検証を行い市内事業者、とりわけ小規模事業者に配慮を行うこと。
------	--

主な意見	<p>現行ど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1社も入札がない状況が続いて生じる用であれば検討の余地があると思うが、他市町村の状況も把握しつつ、もう少し様子をもよひののではないかと今しばらくは、状況を見てもよいのでは。 ・ はっきりわからないというのが本音です。ただ、地域の事業は市民の生活維持を考える上で、なるべく地域の人たちの力でやっていくのがベストと思います。しかし、現状のままでもいい事ではなく、なぜこの現状となるのか早めの調査が必要と思う。 ・ 地域を守るためには、必要なことだと思う。全てを地域となると割高にはなると思うが、税金を他市の業者に渡すのは財政難をもっと強めてしまう。業者の方にも財政難を理解していただいた上で、入札をしてもらうのがよいと思う。(下請け業者さんも地域の方という場合が多い。会社同士の関係があるので、難しいかもしれませんが)
------	--

見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市内業者の優先受注」について一定の成果は出ているが、一者応札率や落札率の高さを見ると入札の競争性が十分確保されてるとはいえない。市内業者優先と競争性確保の両方が確保できる適正な手法について再検討すべきと思う。 ・ 地元業者を優先する考えは必要。ただし、地元業者の中でも不公平が生じないように、十分な競争が働くような仕組みが必要。 ・ JVの仕組みについて、よくわからない詳しくないが、地元業者が不利益でなければ、活用する方法あるのではないかと。(人材不足や資材確保への対応策として)地元業者の声も聞く機会があれば良い。
-----	--

最終方針	事業見直し
------	-------

方針内容	市内事業者を優先する取扱いは現行どおりとし、技術者の配置基準の緩和(H26.6.11から実施)及び総合評価方式の適用範囲の改正(H26.7.1から実施)の制度改正を行った。
------	--